

射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号）第17条の規定に基づき、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、世界的なカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いて実質的にゼロにする取組をいう。以下同じ。）に向けた動きの中で、市内の企業がいち早くカーボンニュートラルに対応した事業体制を構築することにより、サプライチェーン（原材料の調達、製造、流通及び販売を経て、最終的に消費者の手元に製品が届くまでの一連の流れをいう。）における優位性を確保し、取引規模を拡大し、新たな販路を開拓することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 射水市内に本社（実質的に事業活動が行われているものに限る。）又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定による中小企業者をいう。（以下「中小企業者」という。））であること。
- (2) 徴収金（射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第2条第2号に規定する徴収金をいう。）の滞納がないものであること。
- (3) 「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナーシップ制度実施要綱（令和7年射水市告示第309号）第6条の規定による認定を受けてい

る又は本補助金の交付に係る実績報告時までには当該認定を受ける見込みがあるものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、補助対象者が事業を行う市内の建築物において、事業に資する省エネ機器（省エネルギーに資する機器をいう。以下同じ。）の更新、改良等であって、別表に定めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 省エネ機器の設置のために補助対象者が支払った費用のうち、設計、設備本体の購入、工事又は処分に係る経費であること。
- (2) 本体の購入費用が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の省エネ機器の購入に係る経費であること。
- (3) 国又は地方公共団体から、当該経費について補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けていない経費であること。
- (4) 補助対象者自らが製作した製品の更新、改良等に係る経費でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの。

(補助金の額等)

第6条 補助金の率及び限度額は、事業の区分ごとに別表に定めるとおりとし、予算の範囲内とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

3 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これ

を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、補助対象事業を実施する日の属する年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 市税の完納証明書（発行から3か月以内のもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定後に交付の申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかに審査し、変更の交付を決定したときは、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものと

する。

3 第1項の軽微な変更とは、変更の内容が補助対象事業の能率的又は効率的な実施に資するものであり、第2条の規定による目的の達成に支障がないものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 補助金の交付決定額を変更しない範囲で補助対象経費を変更するもの

(2) 補助対象事業の細部を変更するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(実績報告)

第10条 補助決定者は、当該補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第7号）

(2) 補助対象事業の支出関係を証明する書類（請求書及び領収書等）の写し

(3) 補助対象事業の実施状況写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、書類を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助決定者に通知するものとする。ただし、確定額が第8条第1項又は第9条第2項の規定により通知した額と同額るときは、確定の旨の通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助対象事業の遂行にあたり、法令上問題があるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を射水市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助決定者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助決定者は、補助対象事業に係る関係書類を、当該補助対象事業を実施した日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第 8 条又は第 9 条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表 (第 4 条、第 6 条関係)

補助対象事業	区分	補助率	限度額
	次のいずれかに該当し、中小企業者が自ら策定した事業計画書に基づき実施するもの (1) 省エネ機器への更新、改良等に係る事業 (2) その他市長が適当と認めたもの		
	上記以外	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1,000 千円

備考

補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。